

函館駅前広場イルミネーション業務プロポーザルに係る質疑等について

※回答は質問順ではありません。

No.	質疑	回答等
1		【補足説明1】 「平成27年度花壇配置計画図」中、「既設」表記されているものが、「多年草」となります。
2		【補足説明2】 点灯式を行うかどうかは現在検討中のため、本プロポーザルにおいて、点灯式に係る費用の積算等は不要です。
3		【補足説明3】 イルミネーション等の保管に係る費用積算は不要です。
4	現在設置してある植木鉢は撤去して貰えるか。	中央通路に設置してある植木鉢は、10月末に撤去します。
5	別途市が指定する保管場所とはどこか。住所や施設名をお知らせ願いたい。	函館駅前から半径5Km圏内の施設を想定していますが、現在調整中のため、具体的な住所や施設名は答えできません。
6	昨年度に使用した資材の保管場所はどこか。住所や施設名をお知らせ願いたい。	新たな資材等の保管場所として現在調整中であることや、盗難等の問題を考慮すると、具体的な住所や施設名をお知らせすることはできません。
7	除雪をすべき場合の基準(積雪量や頻度等)はあるか。	明確な基準はありません。 イルミネーションが積雪により見えなくなった場合など、状況に応じ、市が必要と判断した場合に行うこととなります。
8	建築確認申請を受ける必要があるか。	建築確認申請が必要となるものを設置しようとする場合は、受託者が行ってください。
9	高さ制限に関して、最高どこまで高くして良いか。	この広場に高さ制限はありませんが、設置しようとするオブジェは関連法令に適合させてください。
10	去年のアーチを使用する場合、点字ブロックをアーチの中に入れることがマストなのかどうか。 入れない場合、点字ブロックからアーチをどれだけ離さなければならないのか。	ロードヒーティングの路面上には設置することはできませんので、去年のアーチサイズ(横幅)のままでは、同箇所付近への設置はできません。 また、点字ブロックの周囲30cm以内に設置はできません。
11	イルミネーション用BGMとしての音は出しても良いか。	駅前広場内には、各交通機関の案内放送等が流れているため、BGMを流すことは原則できません。
12	トイレをライトアップする場合、使用者に光は当たっても良いか。(眩しくないレベル)	北海道および市の条例上での規制はありませんが、国(環境省)でガイドラインを定めておりますので、参照願います。

13	<p>歩道にイルミネーション用のオブジェを置いてもよいか。 その場合の高さ制限はあるか。</p>	<p>使用可能エリア内において、次の項目に該当しない箇所であれば可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等の動線上（通行を阻害しない範囲内であれば可能） ・ロードヒーティングの路面上 ・点字ブロック上 ・路面埋め込み形照明上 <p>なお、当該広場内において高さ制限はありませんが、設置しようとするオブジェは関連法令に適合させてください。</p>
14	<p>歩道にある樹木用ライトアップやバス停の軒下から歩道を照らしている照明は消せるか。</p>	<p>各種利用者や歩行者等のために設置しているので、消灯できません。</p>
15	<p>協賛社を募る（セールスは受託者で行う）提案を行うことは可能か。</p>	<p>市の事業となりますので、イルミネーションの電球等の資材について、協賛会社の会社名やロゴなどを表記することはできません。</p>